

## (別紙1)

## 八代市総合観光パンフレット制作業務委託業者選定のための公募型プロポーザル審査基準

審査区分		評価基準	判定基準・評価の視点	評価基準点	
第一次審査 (事務局)	第二次審査 (選定委員会)				小計
○	/	1. 参加資格	(1)実施要領「4. 参加資格」に掲げる要件を全て満たしているか。	/	/
○	/	2. 見積金額	(1)提案内容に応じた適正な見積もりがされているか	5	10
○	/		(2)見積金額が最も低い事業者を5点とする。その他の事業者については、最も低い見積金額を、当該事業者の見積金額で除して得た数値に、配点5点を乗じた数値を得点とする(小数点第2位を四捨五入)。	5	
○	/	3. 業務実施体制	(1)業務を適切に行える体制か	5	10
○	/		(2)過去の実績が充分であるか	5	
/	○	4. コンセプト	(1)本業務の目的、内容を十分に理解しているか	10	50
/	○		(2)全体のコンセプトや構成は、本市の魅力が十分伝わるものとなっているか	20	
/	○		(3)市内での周遊性や滞在時間の延長、再来訪が期待できるか	20	
/	○	5. デザイン能力	(1)写真やイラスト、キャッチフレーズ等が効果的に挿入されているか	10	70
/	○		(2)思わず手に取り、読んでみたくなる要素が盛り込まれているか	20	
/	○		(3)子どもから大人までみんながわかりやすく洗練されたデザインとなっているか	20	
/	○		(4)本市を知らない人にもわかりやすい内容か	20	
/	○	6. その他	(1)パンフレットとWebの連動等についての提案があるか	10	40
/	○		(2)独自の提案があるか	15	
/	○		(3)インバウンド関連の提案が盛り込まれているか	15	
/	○	7. プレゼンテーション	(1)プレゼンテーションでの説明内容が明確で信頼できるか、質疑の回答が明確か	20	20
合計					200

※ 第一次審査参加事業者が4者以上の場合は、評価基準1～6に基づき事務局にて審査を行い、上位3者を選定するものとする。